

「Coincheck payment」 仮想通貨取引説明書

1. 仮想通貨交換業者である当社の概要

商 号：コインチェック株式会社

住 所：東京都渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル3F

2. 仮想通貨（ビットコイン）について

仮想通貨は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。また、特定の国家及びその他の者によりその価値を保証されていません。ビットコインとは、2008年に考案された暗号技術を利用した分散型台帳であるブロックチェーン（インターネット上の台帳に取引の情報を記録して資産の保存や移転の手段として使われるネットワーク）技術に基づき、価値の保存・移転が可能な仮想通貨です。発行主体を持たず、発行上限がある等の特徴を持ち、決済手段や投資に利用されています。

3. 取引の内容

本取引は、利用者が購入等した商品等の代金相当額について、当社があらかじめ明示した当社所定のレートにより換算したビットコイン建ての決済額を利用者のウォレットから加盟店に引渡す取引です。また、加盟店は、引渡しを受けたビットコインを換金して、円建てで受領することができます。

4. 仮想通貨の特性

仮想通貨は電子的に記録される財産的価値であり、その移転はネットワーク上で行われます。また、仮想通貨は、サイバー攻撃等により、全部又は一部を消失する可能性があります。

5. 分別管理

加盟店からお預かりした金銭及び仮想通貨は、当社の金銭及び仮想通貨との分別管理義務が課されており、それぞれ次の通り、当社の金銭及び仮想通貨とは分別して管理します。

①金銭：株式会社りそな銀行、住信SBIネット銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行及びオリックス銀行株式会社のお客様専用口座

②仮想通貨：インターネット等の外部のネットワークに接続されていないコールドウォレット及び接続されているホットウォレットにて、それぞれお客様ごとの持ち分がデータ上直ちに判別できる状態で管理

6. 手数料等

本取引では、ビットコインを利用者のウォレットから加盟店に移転する際、「決済手数料」がかかります。

ます。詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://coincheck.com/ja/info/fee>

7. 本取引に関する留意事項

- (1) 利用者と加盟店との契約が取消、解除等される場合には、ご利用金額（日本円）を、利用者と加盟店とが合意した時点のレートで換算したビットコインが返還されます。

8. 苦情受付窓口

- ①当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受付けております。

カスタマーサクセス事業部

東京都渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル3F

TEL 03-4540-2339

受付時間：土日、祝日を除く10時～17時

※口座開設や入出金、取引に関するお問合せは、当社ウェブサイトのヘルプセンターよりお問合せください。

9. 当社の仮想通貨交換業に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営する仲裁（紛争解決）センターでのあっせん手続（金融ADR）が利用できます。

<あっせん・仲裁申立先>

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

東京弁護士会 紛争解決センター TEL：03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター TEL：03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター TEL：03-3581-2249

以上

2017年9月15日